

- (6) 発電所対策本部保安班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。
- (7) 発電所対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく原子力規制委員会からの危険時の措置の命令があった場合は、その指示に従う。

#### 10. 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部資材班長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。資機材等の輸送は、陸路のほか空路等の使用も考慮し、早急な配備に努める。なお、資機材には原子力緊急事態支援組織より貸与された資機材を含む。また、発電所対策本部資材班長は、発電所において十分に調達できない場合、本社対策本部資材班長に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

#### 11. 事業所外運搬に係る事象発生における措置

発電所対策本部長及び本社対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者等とともに、携行した防災資機材等を用いて次に掲げる措置を実施する。また、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署の協力を得て、事象の状況を踏まえ必要な措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) 遮蔽対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置

## 1 2. 応急措置の実施報告

発電所対策本部通報班長は、本節の各項に掲げる発電所における応急措置を実施した場合、様式 9-1 に定める報告様式にその概要を記入し、それを別図 2-5 に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、原子力防災専門官及び各関係機関に適切な間隔で継続して報告する。

なお、発電所対策本部通報班長は、事業所外運搬に係る事象発生における応急措置を実施した場合、様式 9-2 に定める報告様式にその概要を記入し、それを別図 2-5 に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長並びに原子力防災専門官及び各関係機関に適切な間隔で継続して報告する。送信した通報用紙については記録として保存する。

## 1 3. 原子力防災要員及び本社原子力防災要員の派遣等

(1) 発電所対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、防災センターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表 3-2 に定める原子力防災要員及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。なお、必要に応じて新潟県、柏崎市及び刈羽村に対して、発電所対策本部から連絡要員を派遣する。

### a. 防災センターにおける業務に関する事項

- ① 防災センターの設営準備助勢
- ② 発電所と防災センターとの情報交換
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ⑤ 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等

### b. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 環境放射線モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

③ 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定

④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員及び本社原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。

また、本社対策本部長は、原子力災害合同対策協議会への参加、緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整を円滑に進めるために、本社から防災センターへの派遣員を選定し、派遣する。

②-7

#### (2) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本社対策本部長は、発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定した原子力事業所災害対策支援拠点への本社原子力防災要員の派遣その他必要な措置を講ずる。

##### a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

① 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定

② 車両及び重機等の放射性物質による汚染の測定

③ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

④ 資機材等の保管、輸送管理

なお、警戒区域外への放射性物質の拡散を防止するため、上記①、②、③を行う場所については、警戒区域の設定範囲により適切な場所を選定する。

②-7

#### (3) 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の協力の要請

発電所対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、本社対策本部長に要請する。必要と認められるときは、本社対策本部長は、当社の他原子力発電所に応援を指示し、それでもなお不足する場合、他の原子力事業者に協力を要請する。

別図 2-1 原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌

②-4

②-5

<p>本部（統括管理）</p> <p>本部長：原子力防災管理者（発電所長）</p> <p>1. 本部業務の統括</p> <p>2. 重要な事項の意思決定，指揮</p> <p>3. 防災態勢の発令，変更及び解除の決定</p>	安全監督担当	1. 作業者の安全確保		
	技術スタッフ	1. 原子炉安全に関する技術支援・助言		
	対外対応統括 1. 対外対応活動の統括	通報班	1. 社外関係機関への通報・連絡 2. 本社本部との指令受理・情報伝達 3. 各班情報の収集	
		立地・広報班	1. マスコミ対応 2. 立地地域対応	
	計画・情報統括 1. 事故状況の把握 2. 事故対応方針の作成	計画班	1. 事故状況の把握評価 2. 事故影響範囲の推定 3. 事故拡大防止対策の検討	
		保安班	1. 発電所内外の放射線・放射能の状況把握 2. 被ばく管理・汚染管理 3. 放射能影響範囲の推定	
	号機統括 1. 事故の影響緩和・拡大防止	号機班	1. 事故状況の把握 2. 事故拡大防止に必要な運転上の措置 3. 発電所施設の保安維持 4. 除熱機能等確保に伴う措置	
		復旧班	1. 応急復旧計画の立案と措置 2. 事故復旧計画の立案 3. 消火活動 4. 電源機能等喪失時の措置	
総務統括 1. 発電所対策本部の運営支援の統括	資材班	1. 資材の調達及び輸送 2. 社外機動力の調達 3. 原子力緊急事態支援組織からの資機材受入		
	総務班	1. 所内への周知 2. 対策本部の設置・運営 3. 要員の召集及び輸送 4. 食糧・被服の調達 5. 宿泊関係の手配 6. 医療活動 7. 所内の警備 8. 一般入所者の避難・誘導 9. 物的防護施設の運用 10. 他の班に属さない事項		

※組織には ICS（インシデントコマンドシステム）の考え方を取り入れており、以下に示す特徴を備える。

- 1, 1人の監督者が管理できる人数を3～7名以内とする監督限界を定める。
- 2, 指示・報告は自分の指揮命令系統のみとする。
- 3, 他命令系統からの指示は受け付けない。
- 4, 災害規模に応じて拡大・縮小可能な組織構造とする。

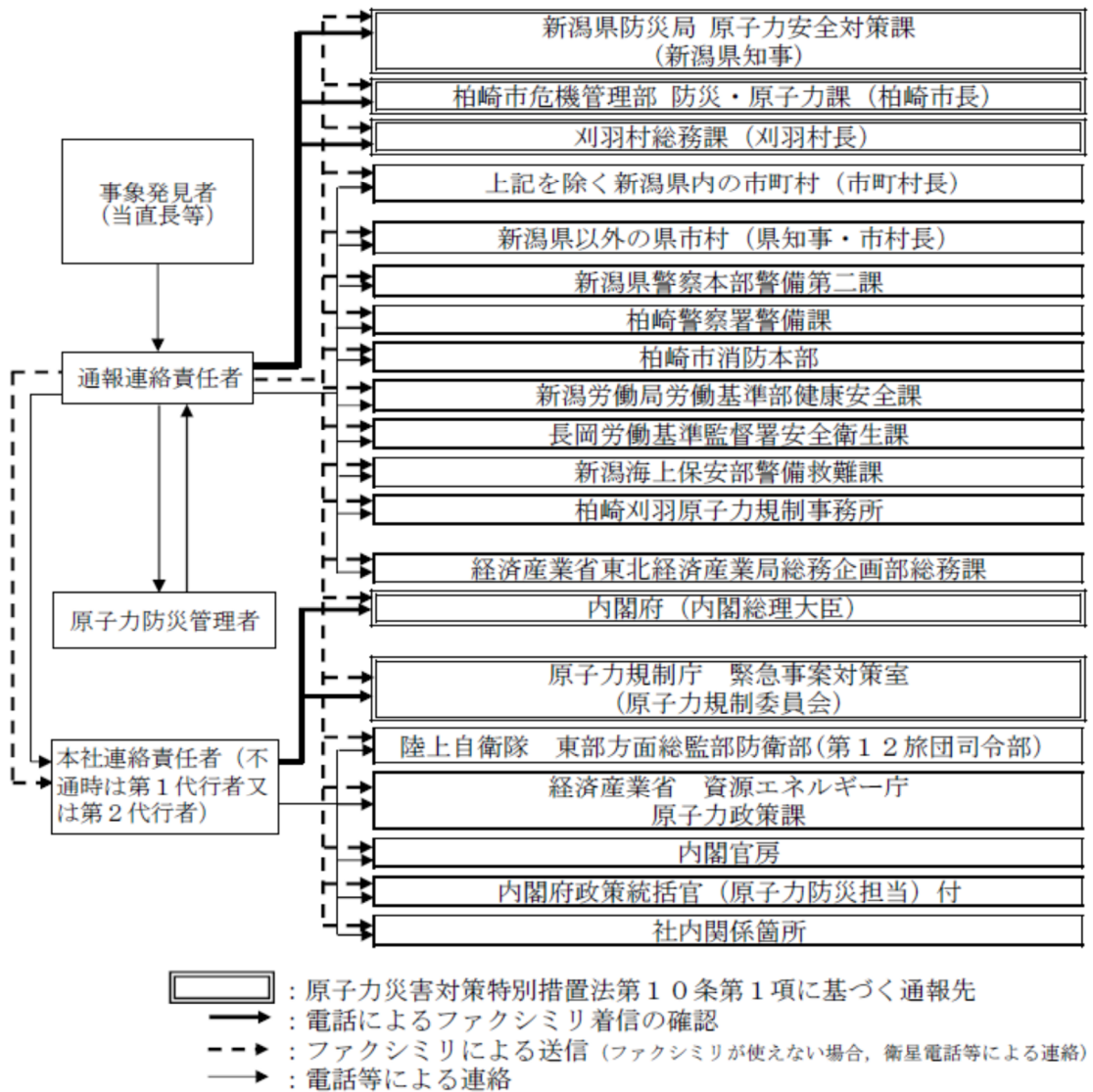
別図 2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務分掌

<b>本部（統括管理）</b> 本部長：社長  1. 発電所の重要な決定事項の確認 2. 原子力規制委員会委員、原子力規制庁職員等との間で重要な事項に関する協議、意思決定  副本部長 1. 本部長補佐 2. 社外への説明や用語使用等の技術的判断 3. 技術者倫理に基づいた本部長への提言  本部長付 1. 本部（統括管理）補佐	対外対応統括 1. 関係各所への正確かつ速やかな情報発信の統括	広報班	1. 広報活動における全店統一方針と戦略の策定 2. プレス対応（プレス文、QA作成含む） 3. 公表情報の関係各所への情報発信
	計画・情報統括 1. プラント情報や放射線に関する情報、事故進展評価などの統括	官庁連絡班	1. 官庁への情報提供と質問対応
		保安班	1. 放射性物質の放出量評価 2. 周辺環境への影響の予測・評価 3. 放射線管理用資機材の配備 4. 発電所関係者の線量管理等の支援
		計画班	1. 事故状況の把握・進展評価 2. 環境への影響評価 3. 発電所の復旧計画の策定支援
		情報班	1. 原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡 2. 事故状況、対応状況の把握 3. 本社対策本部内での情報共有・一元管理
	復旧統括 1. 発電所事故対応作業の支援統括	復旧班	1. 発電所の復旧方法の検討・立案、発電所への助言
	総務統括 1. 発電所復旧要員が的確に復旧活動を行うための支援を統括 2. 自治体の防護活動の要員・物資の支援に係る統括	通信班	1. 社内外関係箇所との通信手段の維持・確保
		総務班	1. 本社防災要員の非常召集 2. 発電所復旧要員の職場環境の整備等 3. 人員輸送手段の確保
		厚生班	1. 本部における食料・被服の調達及び宿泊関係の手配 2. 発電所復旧要員及び自治体の防護活動支援要員の食料・被服の調達支援、宿泊の手配支援 3. 現地医療体制整備支援
		資材班	1. 発電所の復旧活動及び自治体の防護活動の支援に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送
支援統括 1. 発電所の復旧に向けた支援拠点や支援の受入の統括 2. 自治体の防護活動の支援における社外関係機関等との調整に係る統括	後方支援拠点班	1. 原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営 2. 同拠点における社外関係機関（自衛隊、消防、警察等）との情報連絡	
	支援受入調整班	1. 官庁（自衛隊、消防、警察等）への支援要請、調整の窓口	
	電力支援受入班	1. 事業者間協力協定に基づく他原子力事業者からの支援受入調整 2. 原子力緊急事態支援組織からの支援受入調整	
避難支援統括 1. 自治体の防護活動の支援を統括	避難支援班	1. 自治体の防護活動の支援 2. 自治体・防災センターからの要望への対応	

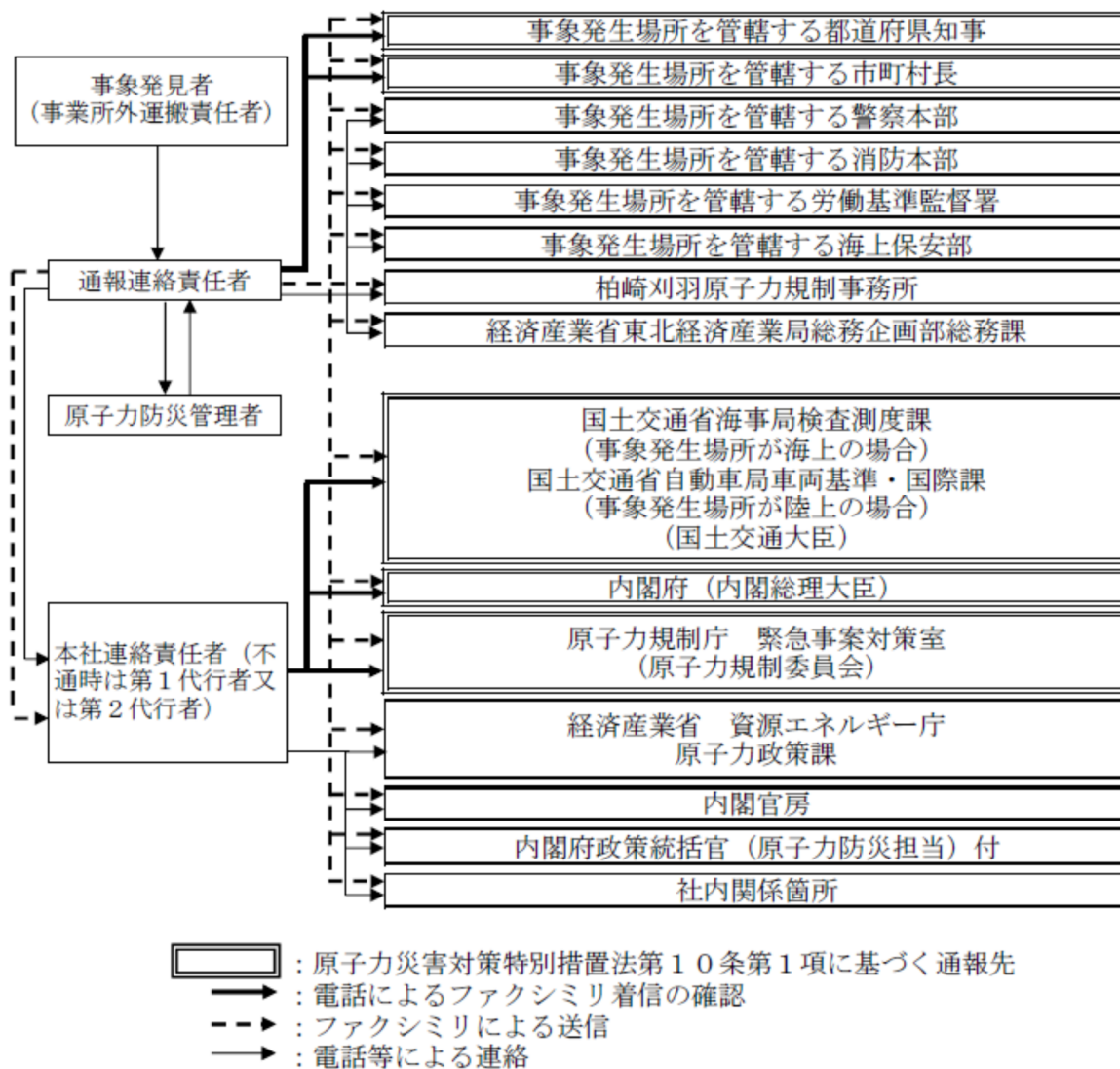
※組織には ICS（インシデントコマンドシステム）の考え方を取り入れており、以下に示す特徴を備える。

1. 1人の監督者が管理できる人数を3～7名以内とする監督限界を定める。
2. 指示・報告は自分の指揮命令系統のみとする。
3. 他命令系統からの指示は受け付けない。
4. 災害規模に応じて拡大・縮小可能な組織構造とする。

別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (1/2)  
 (1) 発電所内での事象発生時の通報経路

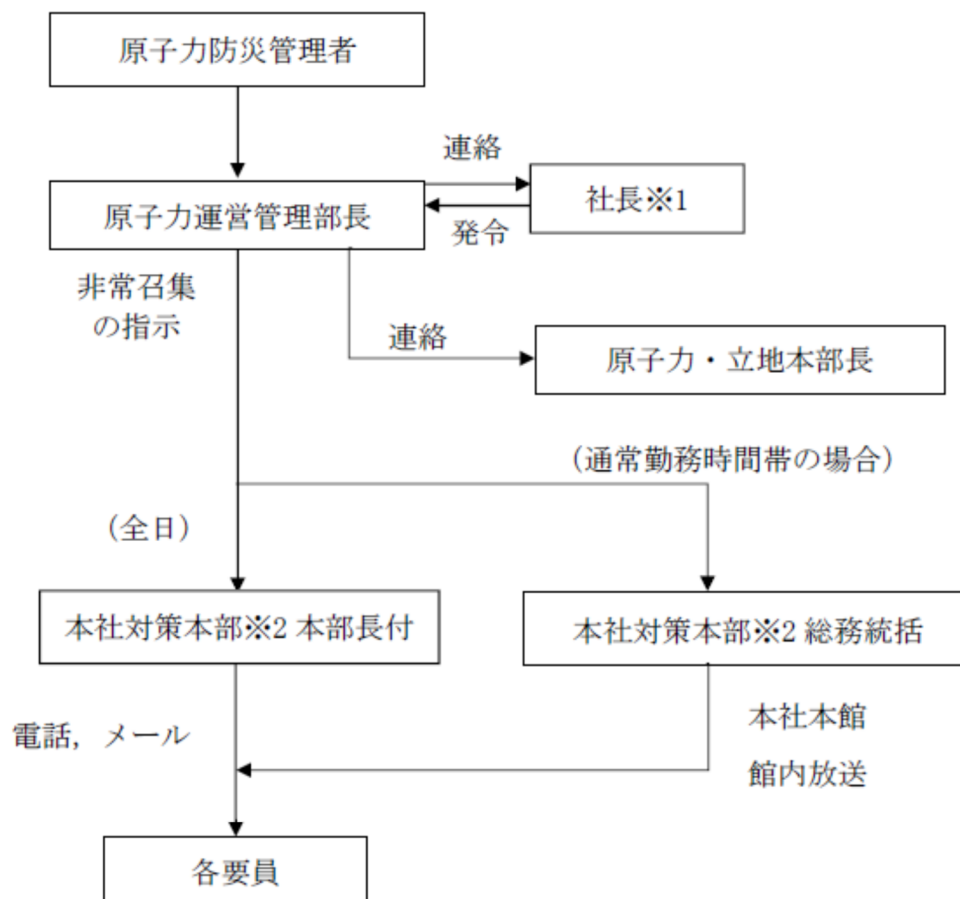


別図 2-4 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報経路 (2/2)  
 (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路



②-7

別図 2-9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と  
本社原子力防災要員の非常召集連絡経路

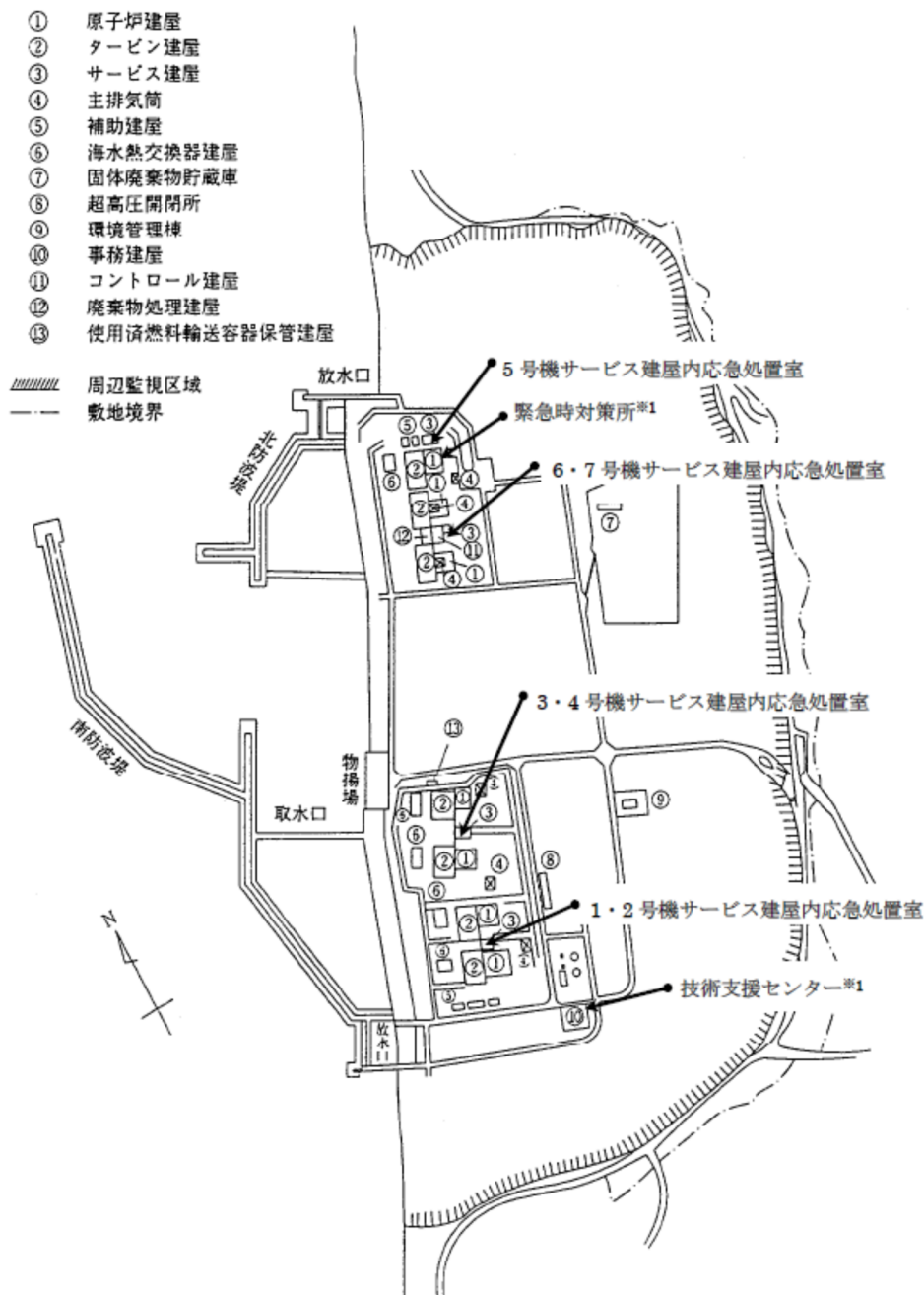


※1 社長が不在の場合には予め定めた順番で連絡を受け、態勢発令を行う。

※2 原子力警戒事態発令の場合、「本社対策本部」は「本社警戒本部」に読み替える。

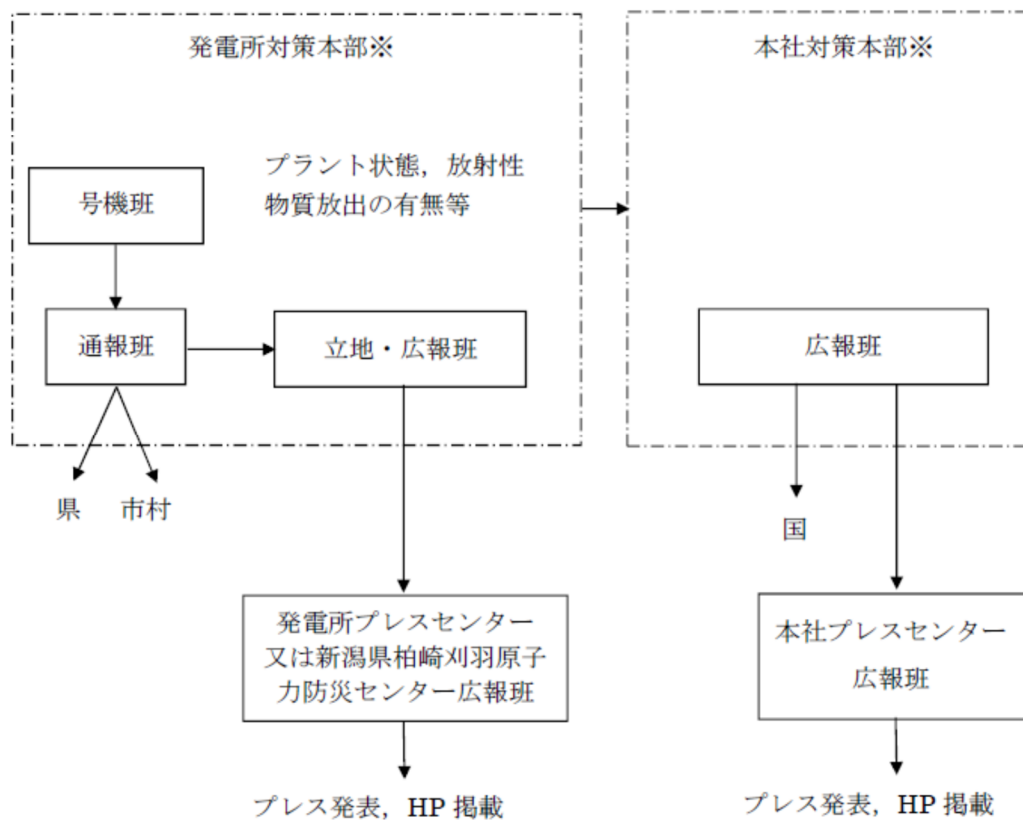


別図 2-12 発電所敷地内の緊急時対策所及び応急処置施設



※1：緊急時対策所（5号機原子炉建屋3階）の使用前事業者検査が終了するまでは、「緊急時対策所」を削除し、「技術支援センター」を「緊急時対策所」に読み替える。

別図 3 公表内容の伝達経路



※ 原子力警戒事態発令の場合、「発電所対策本部」は「発電所警戒本部」に、「本社対策本部」は「本社警戒本部」に読み替える。

別表 2-4-1 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣，原子力規制委員会（事業所外の運搬の場合にあつては内閣総理大臣，原子力規制委員会及び国土交通大臣），関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	通報班 5 名以上
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	発電所内	通報班 2 名以上
	新潟県柏崎刈羽 原子力防災センター	通報班 2 名以上 計画班 2 名以上 保安班 2 名以上
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	立地・広報班 5 名以上
	新潟県柏崎刈羽 原子力防災センター	立地・広報班 2 名以上
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	本部 14 名以上 保安班 7 名以上 号機班 33 名以上
	新潟県柏崎刈羽 原子力防災センター	保安班 5 名以上
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	号機班 15 名以上 計画班 9 名以上 復旧班 21 名以上
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	復旧班 52 名以上
(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所内	保安班 21 名以上
	新潟県柏崎刈羽 原子力防災センター	保安班 5 名以上
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	総務班 4 名以上
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	資材班 6 名以上 総務班 3 名以上
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	総務班 4 名以上

※ 要員数は原子力防災要員の内，初期対応に必要な人数を示す。

別表 3-1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	<p>性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で 100mSv に相当する予測線量となる場合</p> <p>※ ただし、上記の予測線量の評価ができない場合については、以下とする。</p> <p>「原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく通報以降、放射性ヨウ素の放出による内部取り込みの可能性が予測される場合」</p>
服用対象者	<p>性別・年齢に関係なく一律に服用の対象とする。ただし、以下の者には安定ヨウ素剤を服用させないこと。(禁忌)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨウ素過敏症の既往歴のある者</li> </ul> <p>また、以下の者には慎重に服用させること。(慎重服用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲状腺機能亢進症</li> <li>・甲状腺機能低下症</li> <li>・腎機能障害</li> <li>・先天性筋強直症</li> <li>・高カリウム血症</li> <li>・ヨード造影剤過敏症の既往歴のある者</li> <li>・低補体血症蕁麻疹様血管炎又はその既往歴のある者</li> <li>・ジューリング疱疹状皮膚炎又はその既往歴のある者</li> </ul> <p>※ヨウ化カリウム丸 50mg 「日医工」(2013 年 5 月改訂) より</p>
服用量	<p>医薬品ヨウ化カリウムの丸薬 2 錠 (ヨウ素量 76m g, ヨウ化カリウム量 100m g) を用いる。</p> <p>初日の服用は 1 日 2 錠, 2 日目以降は 1 日 1 錠。連続服用は 14 日までとする。14 日経過後又は通算服用数 20 錠ごとに、副作用の有無を確認するため臨時健診を実施する。3 日以上の間隔が空いた場合には初日 2 錠とし、以降は同様とする。</p>